

昭和二十三年七月二十六日

岐阜軍政部 APO二五 ユニット二(本洲岐阜)

主題「新学制実施協議会の学校再組織に関する勧告」

宛 武藤岐阜県知事

(一) 当軍政部上級将校は、新しく組織された新学制実施協議会が早急に処置を採つて新制中学の要求する所を検討し且つ諸学校の学生が利用し得る施設を一層均衡を保つやうに計画を樹立した事に対し感謝の意を表するものである。県当局に於ては万全の処置を採つて今度の勧奨された変更を効果あらしめるやう切望する。

(二) 経済状況を考慮に入れると新制中学校の建築計画を制限することが必要<sup>必</sup>であるが左記の方法に依れば統合された新制中学校を早急に建設する手助けとなるものと考えられる。

(イ) 高等学校の校舎が新制中学校用として使用される場合には校舎管理の移譲は新しくその校舎を使用する事になつた新制中学の生徒が夏休みが終わつて九月に帰校するの間に合つて新計画を樹立し得るやうに八月一日迄に完了されなければならない。

之等校舎の賃借或ひは売却に関する法律上の綱目は其の後に於て決定することが出来る。

(ロ) 効果のある大きさに統合された学校が必要であり且つ有利であるという事について地方の指導者を督励し公衆を積極的に教育するやうにされ度い。

最近軍政部及新学制協議会の受領した嘆願書に依り多くの地方は日本の新しい学校の要求及目的に関し何等の知識と正しい考慮を持たずして行動してゐる強圧的諸団体の活動に依り分裂状態にある事が判明した。

(ハ) 高等学校の入学者が増加する迄十分資格を具備した若干の校長と教師を高等学校の仕事から解放し、新制中学に於ける教育の専門化の現職教育に援助するやうにされ度い。

新制高等学校及新制中学校間の教授資格<sup>負担</sup>の相違は現在余りに大きい。

高等学校の教師には授業時間一週二十一時間（生徒に接する時間は二十四時間）迄は新制中学や（二十六時間）小学校（二十八乃至三十時間）教師と比較して何等過重の負担とならないで授業を依頼し得るものと考慮される。

- (二) 高等学校に必要な教授施設は新制中学用に解放すること。  
旧制中学が施設や教材を蓄積するだけで使用しない風習は日本現下の経済時情から見て無駄なものと考へられる。（例へば三十台のミシンを週十二時間有効に教育のために使用することは十台の機械を週三十六時間使用するものと等しく、斯くて二十台を新制中学に放出して同級の生徒に三倍の利便を与へる事になる）

- (ホ) 不必要な高等学校の建設計画を新制中学の建設材料に対する必要が充足せられる迄延期する事。現下の深刻な材料不足の続く間、高等学校の新築は現在の校舎が不適當である事が証明せられた場合に限りつて正当と考へられる。軍政部の入手した資料に依ると高等学校の現在の平均収容人員は大體一教室四十二人になる。昭和二十四年度には高等学校の入学者が非常に増加するとは考へられない。従つて大抵の場合、新築が延期せられても、特に教育上に重大影響があるとは考へられない。

- (ヘ) 高等学校長によつて最も有効な方法で学級編成をする表を作製し、学校に於ける教育に使用されてゐない建坪を削減し、新制中学が建物不足で困つてゐる処ではこれらの学校に余裕教室を使用する権利を提供するよう充分徹底する事。

（最も著しい例は加茂農林、東濃高等、八百津高等が全生徒千二百六十四名に對し百八十七教室を所有してゐる例である。百八十六教室の内百二十二は常に教育上使用せられてゐるとは考へられない。  
然し一層有効に建物を使用するとすれば、一校あたり十乃至二一五教室が新制中学に解放できると考へられる。

- (ト) 数個の村が統合して一の中学校を作らうとしてゐる処ではその関係町村から一つの小学校を選び適当な校舎が新築せられる迄これを中学校に解放するよう奨励する事。此の方法は、昭和二十二年四月始めから「発学」第六十三号で勧告せられてゐるが、県下町村長に、まだ充分に考慮が払はれてゐないものである。

(三) 同窓会や町村の嫉妬を配慮し合併或は統合した学校が、関係者に満足  
行くやうな全地域を代表する名を贈する事。

(四) 八月二十五日に新学実施協議会推薦に依る変更案実施上の処置並に  
進行経過の概要を学務課から提出されたい

軍政長官中佐      フランク・C・サイト